



収集・自己搬入できないもの

資源有効利用促進法対象品

・資源有効利用促進法により、メーカーが回収・リサイクルを行っています。

●充電式電池（小形二次電池）

こんな製品に小形充電式電池が使われています！



コードレス電話

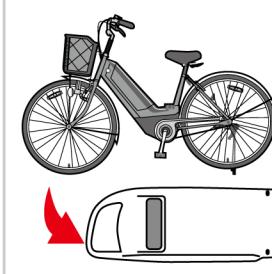


取り扱い説明書を見ながら製品を分解して、電池を取り出してください。廃棄する時以外は、絶対に分解しないでください。

電動歯ブラシ



シェーバー



電動アシスト自転車

取り扱い説明書を見ながら製品を分解して、電池を取り出してください。廃棄する時以外は、絶対に分解しないでください。



スリーアローマーク

リサイクルマーク



Ni-Cd
ニカド電池



Ni-MH
ニッケル水素電池



Li-ion
リチウムイオン電池

◎リサイクルできる充電式電池には「リサイクルマーク」がついています。

資源有効利用促進法対象品

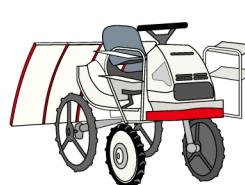
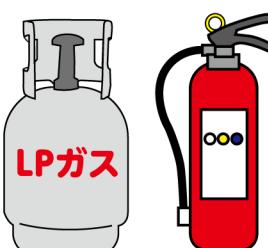
充電式電池

※使用済みの充電式電池は、お近くの電気店等「リサイクル協力店」にお持ちください。

〔リサイクルボックス設置店等詳しく述べ
「一般社団法人 J B R C」 <URL> <http://www.jbrc.com> 〕

不適物

LPGガスボンベ、消火器、医療廃棄物（注射器等）、鉱物（ラドン等）利用等の健康器具、自動車部品（バッテリー、タイヤ、ホイール等）、バイク、農機具類（エンジン付き）、農薬、農業用ビニール、石・土砂・汚泥、廃油、建築廃材など



処理方法

販売店に引き取ってもらうか、専門業者等に処理を依頼してください。